

## 別紙1

## 経費計上の考え方

- 計上できる経費は、事業実施に必要な経費です。（下表一例）
- 備品（税込み10万円以上の物品）等の財産の取得に係る経費は計上しないでください。
- 消費税（10%）を見込んで計上してください。

	項目	説明	具体例	備考
1	謝金	特別な労務の提供、機具や施設の利用等に対する謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 研修会等の講師謝礼金</li> <li>▪ 体験イベント協力者への謝礼金</li> <li>▪ 外部指導者への謝礼金</li> <li>▪ 農機具及び駐車場利用に対する謝礼金</li> </ul>	
2	旅費	事業実施のための交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 書類提出のための交通費</li> <li>▪ 研修会参加のための交通費</li> </ul>	一般参加者の交通費は自己負担です。
3	消耗品費	備品以外の物品の購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 種苗、肥料、薬剤、鎌、農機具（替刃を含む。）、一輪車など</li> <li>▪ 体験イベント実施のための案内状、封筒、宛名ラベル、袋、杭、ロープなど</li> <li>▪ 一般参加者のための飲み物代</li> <li>▪ 資料作成や記録のための紙代、フィルム代など</li> <li>▪ その他事務用品</li> <li>▪ 感染防止のためのマスクや消毒液代など</li> </ul>	
4	燃料費	農機具等や自動車の使用に要する燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ガソリン代</li> </ul>	
5	印刷製本費	印刷又は製本を目的とする場合の対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 案内状、打合資料、記録などの印刷費代</li> <li>▪ コピー代</li> </ul>	
6	修繕費	農機具等の一部の修理・補修又は設備等の小規模な修復等原状復旧を目的とする修繕の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 破損した農器具の修理代金</li> <li>▪ 井戸ポンプの修繕費</li> </ul>	
7	通信運搬費	一般参加者へ対する通信費及び送料	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 連絡・案内のためのハガキ、切手代</li> <li>▪ 電話、ファックス等の通信費</li> </ul>	
8	保険料	損害の補てんを目的とする各種保険の保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 体験イベント実施に関する保険料</li> <li>▪ その他農地管理に関する保険料</li> </ul>	
9	使用賃借料	不動産、施設、物品又は権利の使用に対して支払う経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 農機具置場賃借代</li> <li>▪ 仮設トイレレンタル代</li> </ul>	